

令和4年度 「子育て世帯生活支援特別給付金」について

令和4年4月26日に政府が発表した「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」では、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、ウクライナ情勢による食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、児童1人あたり一律5万円の「子育て世帯生活支援特別給付金」をプッシュ型で給付することが盛り込まれた。

これを受け、本市では、生活に困っている低所得の子育て世帯に対して、一日も早く給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うもの。

1 支給対象者

- ① 令和4年4月分児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯）
- ② その他の令和4年度住民税非課税の子育て世帯（低所得のふたり親世帯）

※対象児童は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）

2 支給額

児童一人当たり一律5万円

3 支給方法及び支給日

① 低所得のひとり親世帯

申請不要 (プッシュ型)	・ 令和4年4月分の児童扶養手当受給者	5月31日(火) 支給
要申請	・ 公的年金給付等受給者 ・ 家計急変者	6月中旬受付開始 ⇒審査後、順次支給

② 低所得のふたり親世帯(住民税非課税)

申請不要 (プッシュ型)	・ 令和4年4月分の児童手当等受給者	6月17日(金) 支給
要申請	・ 高校生のみ養育する者 ・ 新規の児童手当受給者、転入者等 ・ 家計急変者	6月中旬受付開始 ⇒審査後、順次支給

4 支給対象世帯数

- ① 低所得のひとり親世帯：10,900世帯(対象児童数16,900人)
- ② 低所得のふたり親世帯：6,630世帯(対象児童数12,100人)

5 事業費

約15.3億円

○給付費：1,450,000千円、○事務費：77,000千円 合計 1,527,000千円

令和4年度「子育て世帯生活支援特別給付金」

支給スキーム・スケジュール

